

<<寄附金税額控除の計算方法について>>

浦添 太郎さんが地方公共団体に対する寄附金（ふるさと納税）を100,000円行った場合を例として、寄附金税額控除の計算方法を説明します。収入や控除などの内容は以下の通りです。

収入状況

給与収入	5,000,000円	※給与所得 3,560,000円
------	------------	------------------

控除等（合計額 1,488,000円、表の右端欄は人的控除差額）

社会保険料控除	700,000円	
生命保険料控除	28,000円	
扶養控除	330,000円	50,000円
基礎控除	430,000円	50,000円

その他税情報（課税総所得金額 2,072,000円）

種類	市民税	県民税
調整控除前所得割額	124,320円	82,880円
調整控除	1,500円	1,000円
所得税率	5%	

★STEP1 基本控除額の計算をする ※対象となる寄附金の額は「総所得金額等の30%」が上限です。

基本控除額の式 （寄附金の合計額－2,000円）×10%（市民税6%・県民税4%）

	寄附金の合計額－2,000円	控除率	寄附金税額控除（基本）
市民税の場合	98,000円	6%	5,880円
県民税の場合		4%	3,920円

よって基本控除額は、（市民税）5,880円…①・（県民税）3,920円…②となります。

★STEP2 特例控除額の計算をする ※地方公共団体に対する寄附金（ふるさと納税）がある場合

特例控除額の式 （ふるさと納税の合計額－2,000円）×{90%－（次の表に定める割合×1.021）}

課税総所得金額－人的控除差額	割合
1,950,000円以下	5%
1,950,000円超3,300,000円以下	10%
3,300,000円超6,950,000円以下	20%
6,950,000円超9,000,000円以下	23%
9,000,000円超18,000,000円以下	33%
18,000,000円超40,000,000円以下	40%
40,000,000円超	45%

※市民税控除相当額＝控除額×3／5、県民税控除相当額＝控除額×2／5

という計算式で求めます。

まずは上記の「次の表に定める割合」を求める為、太郎さんの課税総所得金額から人的控除差額を差し引いた値を算出します。

課税総所得金額	人的控除差額	値
2,072,000円	100,000円	1,972,000円

よって「次の表に定める割合」は10%となります。

ここで控除式にあてはめると…

$$(100,000 - 2,000) \times \{90\% - (10\% \times 1.021)\} = 98,000 \times 79.79\% \\ = 78194.2$$

$$(\text{市民税}) 78194.2 \times 3/5 = 46916.52 \dots \textcircled{3}$$

$$(\text{県民税}) 78194.2 \times 2/5 = 31277.68 \dots \textcircled{4}$$

しかし、特例控除額は「調整控除後所得割額の2割」が上限となります。

$$(\text{市民税}) (124,320 - 1,500) \times 20\% = 24,564 \dots \textcircled{5}$$

$$(\text{県民税}) (82,880 - 1,000) \times 20\% = 16,376 \dots \textcircled{6}$$

算出した値(③・④)が控除額上限(⑤・⑥)を超過している為、特例控除額は⑤と⑥になります。

★STEP3 寄附金税額控除額を算出する

STEP1・2で算出した基本額(①・②)、特定控除額(⑤・⑥)を合算した金額が寄附金税額控除となります。

$$(\text{市民税}) 5,880\text{円}(\textcircled{1}) + 24,564\text{円}(\textcircled{5}) = \underline{\underline{30,444\text{円}}}$$

$$(\text{県民税}) 3,920\text{円}(\textcircled{2}) + 16,376\text{円}(\textcircled{6}) = \underline{\underline{20,296\text{円}}} \quad \text{となります。}$$

★STEP4 申告特例控除額(ワンストップ特例適用時)の計算をする

ふるさと納税ワンストップ特例が適用される場合は、基本控除・特例控除額に合わせて「申告特例控除額」が上乗せされます。この特例適用時は、所得税からの控除は適用されません。

その控除額は、STEP2で算出した特例控除額に次の表の割合をかけて計算します。

課税総所得金額－人的控除差額(STEP2参照)	割合
1,950,000円以下	84.895分の5.105
1,950,000円超3,300,000円以下	79.79分の10.21
3,300,000円超6,950,000円以下	69.58分の20.42
6,950,000円超9,000,000円以下	66.517分の23.483
9,000,000円超	56.307分の33.693

よって、今回は「79.79分の10.21」が控除率になります。

$$(\text{市民税}) 24,564(\textcircled{5}) \times 10.21/79.79 \div \underline{\underline{3144(1円未満切り上げ) \dots \textcircled{7}}}$$

$$(\text{県民税}) 16,376(\textcircled{6}) \times 10.21/79.79 \div \underline{\underline{2096(1円未満切り上げ) \dots \textcircled{8}}}$$

よって算出された⑦・⑧がそれぞれ控除額に上乗せされます。

下の表のように、申告の方法により住民税の控除額が異なります。

ワンストップ 特例	基本控除額		特例控除額		申告特例控除額		合計
	市	県	市	県	市	県	
適用なし					－	－	50,740
適用あり	5,880	3,920	24,564	16,376	3,144	2,096	55,980